

施設定期検査申請書

廃室発第66号

令和元年10月16日

原子力規制委員会 殿

東京都台東区上野五丁目2番1号

日本原子力発電株式会社

取締役社長 村松 衛

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の15の規定により次のとおり施設定期検査を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 日本原子力発電株式会社 住所 東京都台東区上野五丁目2番1号 代表者の氏名 村松 衛
発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地	名称 敦賀発電所 所在地 福井県敦賀市明神町1番地
検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び施設番号	1号機 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第45条第2項に係る以下の施設（核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものに限る。） (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 (2) 放射性廃棄物の廃棄施設 (3) 放射線管理施設 (4) 非常用電源設備
検査を受けようとする期日	自：令和元年12月2日 至：令和2年 3月6日

（手数料 2,259,700円）

備考：検査工程については、参考資料参照。

敦賀発電所1号機 第3回施設定期検査工程表

(参考資料)

施設区分	令和元年		令和2年	
	11月	12月	1月	2月
核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設			▼検査期日(自:12月2日)	▼検査期日(至:3月6日)
核燃料物質の取扱設備の系統運転性能検査 (燃料取扱装置(燃料交換機))				
核燃料物質の取扱設備の系統運転性能検査 (原子炉建物クレーン(ボーラークレーン))				
新規料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力確認検査 (使用済燃料貯蔵設備(ブール、ラック))				
使用済燃料貯蔵設備の系統運転性能検査 (使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ホール冷却系))				
廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査 (機器ドレン収集タンク、電磁ろ過器供給タンク、超ろ過器供給タンク、処理水タンク、機器ドレンサンブルタンク、フレータスラッシュ貯蔵タンク)				
放射性廃棄物の廃棄施設				
廃棄物貯蔵設備の蓄報及びインターロックの動作状況の確認検査 (機器ドレン収集タンク、電磁ろ過器供給タンク、超ろ過器供給タンク、処理水タンク、機器ドレンサンブルタンク、フレータスラッシュ貯蔵タンク)				
放射線管理施設				
換気設備の性能検査 (原子炉建物通常用換気系(送風機、排風機、フィルタ))				
非常用発電装置の性能検査 (ディーゼル発電機)				
非常用電源設備の性能検査 (蓄電池)				